

令和6年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針

障害福祉サービスの提供に当たって、事業者には法令を遵守した適正な事業の運営と利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、人権擁護、身体や生命の安全に関わる取組等、サービスの質の確保・向上が求められている。

このため、運営指導に当たっては、法令・基準の遵守と適正なサービス提供に重点を置くとともに、人権擁護、危機管理への取組、業務管理体制の整備について、指導・支援の充実を図っていくこととする。

近年、不正受給等による指定取消等や障がい者に対する虐待事案が報道されているが、これらは制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、これらの情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと、機動的な監査を実施し、不適正な事実が発見された場合には、関係法令等に基づき厳正な措置を講ずるものとする。

また、障害福祉サービス事業者の増加に伴い、運営指導のサイクルが長期化していることから、集団指導に一層の重点を置き、不祥事の未然防止についても万全を期することとする。

なお、指導・監査に当たっての重点項目については次のとおりとする。

○ 実施に際して

- ・ 運営指導においては、ICT（情報通信技術）を活用するなど、指導手法を工夫して実施することにより、効率的かつ効果的な指導を行うこととする。
- ・ 監査においては、監査を行うべき事案が生じた場合は、機を逃さず三重県障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に基づき適切に対応することとする。

○ 重点項目

① 法令遵守の状況について

- ・ 人員基準及び運営基準等について、自己点検体制が確保されているか。（業務管理体制の整備を含む。）
- ・ 適正な報酬の請求が行われているか。（特に加算・減算関係）
- ・ 職員に対し人格尊重義務の周知・徹底が行われているか。

② 虐待行為（未然防止策）の状況について

- ・ 職員が利用者に対し身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及び介護放棄を行っていないか。
- ・ 職員に対する研修等の虐待防止の取組が行われているか。

③ 感染症等対策について

- ・ 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が

- 講じられているか。
- ④ サービスの質の確保・向上について
 - ・ 個別ケアについて、計画が適正に策定され、利用者の状態に即したものになっているか、また計画に沿ったサービスが提供されているか。
 - ・ 利用者の人権擁護等について、職員への周知徹底並びにそれらを確保するための体制の整備が図られているか。
 - ・ 事業者として利用者等への説明責任を果たすため、書類の整備等が適切に行われているか。
 - ・ 苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。
 - ⑤ 危機管理への取組について
 - ・ 障害者支援施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。
 - ・ 感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。
 - ・ 障害者支援施設等における防犯体制の確保、万一利用者等に危害がおよぶ事態が発生又は発生する恐れが生じた場合等における緊急時の対応体制の確保等が適切に行われているか。
 - ・ 事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。
 - ⑥ 就労継続支援A型事業所の運営状況について
 - ・ 事業収入額（必要経費控除後）が、利用者に支払う賃金総額以上となっているか。
 - ・ 利用者に支払う賃金が自立支援給付から支払われていないか。
 - ⑦ 放課後等デイサービス事業所の運営状況について
 - ・ 障がい児支援等にかかる人員が適切に配置されているか。
 - ・ 「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか。
 - ⑧ 就労系サービスにおける経理処理の状況について
 - ・ 就労系サービスにおける経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか。
 - ⑨ 職場におけるハラスメント対策について
 - ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。
 - ⑩ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所における障害児の安全対策について
 - ・ 安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じているか。
 - ・ 送迎車の安全装置の装備及び当該装備を用いての所在確認を行っている

か。

⑪ 就労継続支援B型事業所の運営状況について

- ・ 利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。

⑫ 共同生活援助事業所の運営状況について

- ・ 食材料費、光熱水費及び日用品費（以下「食材料費等」という。）として徴収した額について、適切に管理するとともに、残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費等として適切に支出する等により、適正に取り扱っているか。
- ・ 食材料費等の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者の説明し、同意を得るとともに、食材料費等の収支について利用者から説明を求められた場合に適切に説明を行っているか。